

2 (1) 編成・配列

道史案	章・節・項。年代順。章ごとに資料解説
鳥取県史(R2)	編(分野)・章(分野)・節。年代順。編ごとに資料解説
愛知県史(H28)	編(時代)・章(分野)・節。年代順。編ごとに資料解説
山口県史(H26)	道史案に同じ
青森県史(H21)	道史案に同じ
千葉県史(H18)	道史案に同じ解説は冒頭及び巻末

2 (2) 資料番号・表題

道史案	通し番号。編者が作成した表題
鳥取県史(R2)	道史案に同じ
愛知県史(H28)	道史案に同じ
山口県史(H26)	章ごとに番号。表題は道史案に同じ
青森県史(H21)	道史案に同じ
千葉県史(H18)	番号は道史案に同じ表題は原則として原資料のまま

2 (3) 年月日

道史案	「西暦(和暦)年」に続き、資料の年月日を原資料から表記。推定は[]。出版物は発行年月日を表記。 ★記念誌・年史は過去の事象の時期。
鳥取県史(R2)	道史案に同じ。★なし。
愛知県史(H28)	道史案に同じ。★なし。
山口県史(H26)	表題に続けて()で年のみ和暦で表記。
青森県史(H21)	道史案に同じ。★なし。
千葉県史(H18)	道史案に同じ。★なし。

2 (4) 出典

道史案	掲載資料の末尾 著編者+資料名 資料名は、『 』、非出版物は「 』」
鳥取県史(R2)	掲載資料の末尾 著編者なし 逐次刊行物・新聞は「 』」。それ以外は『 』
愛知県史(H28)	掲載資料の末尾 著編者なし 資料名は、『 』、非出版物は「 』」
山口県史(H26)	表題の次に表記 著編者なし 出版物は『 』、非出版物は「 』」
青森県史(H21)	表題の次に表記 著編者なし 出版物は『 』、非出版物は「 』」

千葉県史(H18)	道史案と同じ (著編者は〇〇文書として表示。さらに巻末に詳細表記)
-----------	--------------------------------------

2 (5) 資料所蔵先

道史案	出典の次の行に表示。 複数の所蔵先が確認できる出版物は、編集にあたって閲覧したところ。ただし市町村史・新聞・国会議事録など広範にある出版物は省略。
鳥取県史(R2)	出典の次の行に表示。 複数の所蔵先が確認できる出版物は、編集にあたって閲覧したところ(省略なし)。
愛知県史(H28)	出典の次の行に表示。 複数の所蔵先が確認できる出版物は省略してもよい。
山口県史(H26)	出典の次の行に表示。 複数の所蔵先が確認できる出版物は、編集にあたって閲覧したところ。新聞、会議録などは県立図書館であることを冒頭に一括表示。
青森県史(H21)	出典に続けて表示。 複数の所蔵先が確認できる出版物は省略。
千葉県史(H18)	出典の前に表示。 新聞・雑誌・社内報は省略。

2 (6) 資料の請求記号

道史案	資料所蔵先で請求記号を付与している場合は、資料所蔵先に続けて記す。ただし出版物は不要。
鳥取県史(R2)	道史案と同じ
愛知県史(H28)	道史案と同じ。ただし資料名のすぐ下
山口県史(H26)	道史案と同じ。ただし資料名のすぐ下
青森県史(H21)	表示なし
千葉県史(H18)	巻末にまとめて記載(出版物を除く)

3 (1) 形式の変更

道史案	段落・改行・図表などの形式に最低限の変更あり 横書きは原則縦書きに 英文は邦訳
鳥取県史(R2)	道史案と同じ
愛知県史(H28)	道史案と同じ。横書きを縦書きに改めた場合は、資料番号の下に※を付す。
山口県史(H26)	道史案と同じ
青森県史(H21)	道史案と同じ
千葉県史(H18)	道史案と同じ

3 (2) 読点・並列点・句点

道史案	読点・並列点・句点を適宜補う。 原資料に付された読点が文意を正確に表していない場合は、適宜並列点・句点・小数点に改める。
鳥取県史(R2)	読点・並列点を適宜補う(句点は補わない)。 文意を正確に表すため、読点から適宜、並列点・小数点へ改める。

愛知県史(H28)	読点・句点を適宜補う（並列点は補わない）。
山口県史(H26)	読点・並列点・句点を適宜補う。
青森県史(H21)	読点・並列点・句点を適宜補う。
千葉県史(H18)	読点・句点を適宜補う（並列点は補わない）。

3 (3) 文字の使用

ア・イ 常用漢字への置き換え

道史案	常用漢字のあるものはこれに改める。 置き換えるべき常用漢字のないものは原資料のまま。 人名の漢字は原資料のまま。
鳥取県史(R2)	漢字は原則原文のまま。「表外漢字字体表」に示される字は、印刷標準字体を優先する。 漢数字や人名、特別な表記法は原文の字体を重んじる。
愛知県史(H28)	人名・地名・固有名詞を除き常用漢字表に従って表記。 常用漢字表にないものは正字を用いる。
山口県史(H26)	道史案に同じ
青森県史(H21)	原則として常用漢字表に準拠。人名・地名などで慣用的に用いられているものは、必要に応じて旧漢字も使用。
千葉県史(H18)	人名・企業名を含めて常用漢字表に従って表記。 常用漢字表にないものは原則正字を用いる。

ウ 仮名遣い・仮名の清濁・送り仮名・あて字

道史案	原則として原資料のまま表記。
鳥取県史(R2)	清濁の仮名、あて字は原資料のまま表記。
愛知県史(H28)	仮名のうち、促音と拗音、濁音、半濁音の表記は原資料のまま表記。
山口県史(H26)	仮名遣い、送り仮名、仮名書きは原則として原文のまま表記。 促音・濁音等は、適当な形に改めることもある。
青森県史(H21)	—
千葉県史(H18)	—

エ 繰り返し記号

道史案	原資料の表記にかかわらず、漢字の場合は「々」、平仮名の場合は「ゝ」「ゞ」、片仮名の場合は「ゝ」「ゞ」を用いる。 二文字以上の語句は「く」「ぐ」を使用していればそのまま表記。
鳥取県史(R2)	道史案に同じ
愛知県史(H28)	道史案に同じ
山口県史(H26)	—
青森県史(H21)	—
千葉県史(H18)	道史案に同じ

オ 変体仮名・合字

道史案	変体仮名や合字は現代仮名に改める。
鳥取県史(R2)	—
愛知県史(H28)	道史案に同じ。ただしゞはそのまま。
山口県史(H26)	—
青森県史(H21)	道史案に同じ
千葉県史(H18)	道史案に同じ

カ 横書き→縦書きにあたって

道史案	見出し番号などはそのまま表記。 文中のアラビア数字は漢数字に改める。 英文や学術記号など縦書きにそぐわない表記は適当な形に改める。
鳥取県史(R2)	—
愛知県史(H28)	見出し番号等はそのまま表記。 アラビア数字は漢数字に改める。 縦書きに伴い、一部資料のレイアウトを変更。
山口県史(H26)	数字・英文・学術記号など、一般的に縦書きにそぐわない表記は適当な形に改める。
青森県史(H21)	—
千葉県史(H18)	英文や表、数式等、横書きが適当である箇所はそのまま表記。 算用数字は漢数字に直すが、簡条書き等の算用数字はそのまま表記。

キ 印章

道史案	実際に押韻されている形により、㊤ 印と表記。
鳥取県史(R2)	私印は㊤、公印は印で表す。
愛知県史(H28)	道史案と同じ
山口県史(H26)	—
青森県史(H21)	—
千葉県史(H18)	道史案と同じ

3 (4) 判読不明文字・誤字・脱字

ア 判読不明文字

道史案	字数の判るものは□、判らないものは[]で示す。
鳥取県史(R2)	道史案と同じ
愛知県史(H28)	道史案と同じ
山口県史(H26)	道史案と同じ
青森県史(H21)	道史案と同じ
千葉県史(H18)	道史案と同じ

イ・ウ 誤字・誤植・脱字

道史案	明らかな誤字・誤植は原文を示さずに訂正。 その他の誤字・誤植は正しいと思われる文字を右傍に () で示し、意味不明の場合は (ママ) (一カ) と記す。 脱字は推定して補い、右傍に (一脱) (一脱カ) と記す。
鳥取県史(R2)	道史案と同じ
愛知県史(H28)	明らかな誤字・脱字・誤記は訂正。 誤用でも意味が通じる場合はそのまま表記。 あて字や疑義がある場合は[ママ][一脱カ][一カ]と表記したり、正しいと思われる文字を[]内に記す。
山口県史(H26)	誤字・脱字が明瞭で、訂正が可能な場合は訂正。 その他の誤記・誤字・脱字は () 内に推定した文字を、文意不詳のものは (ママ) をそれぞれ傍注。
青森県史(H21)	誤字・脱字の訂正は[]に明記。明らかな誤りは[ママ]、記載内容が疑わしい場合は[カ]、脱字は[脱カ]とする。

千葉県史(H18)	<p>明らかな誤記・誤字・誤用は訂正</p> <p>誤用であってもそのまま意味が通じる場合は原資料どおりに表記し必要に応じて右横に[]で正しい字を補う。</p> <p>明らかに脱字と思われる部分には、[]内に文字を補う。</p> <p>意味不明や疑義のある場合は、右横に[ママ]を付けるか、正しいと思われる字を添えて[～カ]を付す。</p>
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 (5) ふりがな、抹消・訂正、後筆、傍点等

ア ふりがな

道史案	<p>ふりがなは残す。</p> <p>ふりがながない場合でも、必要と思われる語句には[]内にふりがなを付す。</p>
鳥取県史(R2)	ふりがなは原則として省略。
愛知県史(H28)	道史案に同じ
山口県史(H26)	ルビは傍注する形で表示。
青森県史(H21)	地域固有の難解な漢字表現には右側[]内にルビをひらがなで付す。
千葉県史(H18)	ふりがなは原則として省略。

イ 抹消・訂正、後筆

道史案	<p>抹消・訂正を残すことに意味がある場合は、抹消部分に消線を付し、訂正後の後筆を[]で表示し、その右肩に（後筆）と注記。</p> <p>残すことに意味がない場合は、修正後の文言をそのまま記す。</p>
鳥取県史(R2)	抹消・訂正があるものは、これを残すことに意味がある場合を除き、修正後の文言を表記。
愛知県史(H28)	—
山口県史(H26)	道史案に同じ
青森県史(H21)	条例や規則などの改変や抹消・訂正部分の選択は、資料の採録意義に基づき、その都度編者が判断し、選択した部分のみを翻刻して記す。
千葉県史(H18)	削除・訂正部分は原則として省く。ただし必要と思われる箇所については、適宜次のような形で表記（左側に独自の記号）。

ウ 傍点等

道史案	傍点（ヽヽヽヽ）、傍線（——）、圏点（○○○○）などは、原則として省く。
鳥取県史(R2)	道史案に同じ
愛知県史(H28)	道史案に同じ
山口県史(H26)	原本にあるアンダーラインは、後筆のものも含め、原則省略。
青森県史(H21)	—
千葉県史(H18)	道史案に同じ

3 (6) 省略

道史案	〈中略〉と表記。前略・後略は表記しない。
鳥取県史(R2)	<p>道史案に同じ</p> <p>関連する複数の文書を一つの表題のもとにまとめた場合は、文書間の区切りを*で示す。</p>
愛知県史(H28)	原資料の一部を省略した場合、[略][表略]など表記。
山口県史(H26)	—
青森県史(H21)	採録を省略した部分は、[前略][中略][後略]など必要に応じて表記。

千葉県史(H18)	資料の一部分を省略した場合、その部分を[前略][中略][後略]と表記。
-----------	-------------------------------------

4 (1) 注記

道史案	编者による補足が必要な場合は、[]内に注記する。
鳥取県史(R2)	編集者の注記は〈 〉で示す。
愛知県史(H28)	道史案に同じ
山口県史(H26)	必要な注記は、末尾に付す。
青森県史(H21)	—
千葉県史(H18)	資料中の括弧[]内は、编者が加えた注記・補記など。

4 (2) 個人情報

道史案	個人名・住所等の個人情報で、掲載の趣旨から外れる場合は、人権やプライバシーへの配慮からこれを伏せる場合がある。その場合は、[人名]、[住所一部略]などと書き改める。
鳥取県史(R2)	プライバシーへの配慮から氏名・住所等を省略する場合がある。
愛知県史(H28)	人権の尊重、プライバシーの保護のため、人名を[A][B]、住所を[住所一部略]などと書き改める。一部を伏せ字とし、〇〇とする場合もある。
山口県史(H26)	プライバシーへの配慮から、掲載の趣旨から外れる個人情報については[人名]のように伏せる場合がある。
青森県史(H21)	個人のプライバシーを侵害するような箇所は、同一の人名や地名が書かれていたことがわかるように表記。
千葉県史(H18)	プライバシーへの配慮から、個人名を伏せる場合がある。

4 (3) 差別的表現

道史案	現在では差別的な用語や表現であっても、歴史的事実を正確に認識する意味から、そのままの形で掲載する。
鳥取県史(R2)	道史に同じ
愛知県史(H28)	道史に同じ
山口県史(H26)	道史に同じ
青森県史(H21)	道史に同じ
千葉県史(H18)	道史に同じ

